

一八世紀フランスにおける外国人と帰化

— ブリテン諸島出身者の事例から —

見 瀬 悠

序論

近世フランス王国において外国人はオバン *aubain* という法的地位によって定義された⁽¹⁾。オバンは元来、領主所領内のよそ者を指したが、中世後期以降、王領地の拡大と王権の伸張に伴い王国における外国人を示すようになる。オバンは様々な法的無能力の状態におかれ、最も重要なのは、王国内でフランス人の子孫を残さずに死亡した場合、国王の外国人財産没収権 *droit d'aubaine* に服すという相続の制限であった。ほかに、破産の禁止や訴訟保証金の負担、戦時の財産没収、両替商や仲買人、同業組合からの排除、官職・聖職禄の保有不可など法的差別は多い。帰化は、外国人が国王から帰化状 *lettres de naturalité* を取得することでこうした無能力を払拭し、王国臣民になる行為であった。

では、王国にやって来た外国人は、いかなる状況のもとに帰化を選択するに至るのか。後述するように、帰化は多くの時間と費用を要する手続きであり、法的無能力が存在するからといって、王国に住む全ての外国人が行うものではない。また、一般に帰化は王国への到着から約二〇年を経て行われるといわれるが、⁽²⁾ 帰化は外国人がフランス社会に溶け込みそ

の成員として自己を認識した結果選択されるのだろうか。本稿は外国人の帰化を促した諸条件と帰化と帰属意識の関係を説明することで、近代的な国籍が成立する以前の近世における国家への法的帰属の意味を検討することを旨とする。

まずは、近世の外国人と帰化に関する研究史を整理しよう。近世の外国人研究はJ・マトレズ⁽¹⁾の先駆的総合によって先鞭をつけられたが、帰化研究はC・ダンジュ、J・ボワゼらによって法制史的観点から行われ、外国人の法的地位、帰化制度の歴史、帰化状の取得手続きやその法的効力が説明された⁽²⁾。

一九九九年に公刊されたJ・F・デュボストとP・サリンズの共著は、一六九七年から一七〇七年にかけて実施された「帰化税」の分析から、国益に資する人材を招き入れる一方で恣意的な課税を行う王権の外国人政策の特徴を説明し、当時王国に居住した外国人の統計的な把握を試みて帰化の政治社会史研究に道を開いた⁽³⁾。サリンズの近年の研究は一六六〇年から一七八九年に発行された約六〇〇〇通の帰化状から外国人人口の統計分析を行うとともに、外国人財産没収権をめぐる議論を中心に、外国人の歴史を近世国家の政治的・領域的集権化の文脈に位置付けた⁽⁴⁾。

さらにサリンズは一部の帰化状に見られる、外国人と国王書記官が共同で起草した帰化の動機や背景に関する記述を分析し、当時フランス人に期待された帰属意識のあり方、つまり「国民的属性 nationalité」の解明を試みた。それによって、フランス革命を国民性の生成期とする通説を再検討しながら、近世の国家への帰属が法的地位の変更だけでなく国民の規範への服従をも含意することを示唆した⁽⁵⁾。

本稿の関心からは、これらの先行研究には二つの問題が指摘できる。第一に、法制史・政治史的観点が重視され、帰化を実践する外国人の主体的視点が希薄である。サリンズの言説分析も国民的属性の抽出を目的とし、しばしば挿入される外国人自身の語りが持つ個性を見過している。だが帰化状には作成の際に参照される既存の王令書式集に還元されない外国人固有の語りが見られる。そこで本稿は、サリンズが提示したフランス臣民の規範が帰化状においてどのような受容・利用されるのかという点に注目する。第二に、帰化の社会史的研究は、統計データの提示や巨視的な概観にとどま

り、移民の経緯や形態といった各外国人集団に固有の背景を十分に考慮していないため、外国人がいかなる条件のもとに帰化を選択したのかは検討されていない。そこで本稿では、帰化を外国人の意図や戦略の視点から捉え、国内外の諸状況と関連付けて分析することで、帰化を促す条件とその際用いられる語りの戦略を説明することを課題とする。

本稿の分析対象は一八世紀フランスのブリテン諸島出身者であり、概ね以下の集団から構成される。第一にジャコバイトと呼ばれる、名誉革命や一七一五年・四五年の反乱の後に大陸ヨーロッパに渡ったステュアート朝支持者。彼らは近世ブリテン諸島の国民的・宗教的統一の過程で生み出された政治・宗教的ディアスポラである。第二に聖職者・神学生や傭兵、商人といった近世初頭から継続する自発的な移入。二つの区別は絶対的ではないが、全体としてブリテン諸島出身者は政治・軍事・経済・文化の領域でエリートを輩出し、イギリスと「第二次百年戦争」を展開した一八世紀フランスにおいて質的・量的に重要な存在であった。⁽⁷⁾

近世フランスのブリテン諸島出身者に関する研究史を確認しておこう。アイルランドでは一九世紀中葉に大陸ヨーロッパへの近世アイルランド移民の研究が始まり、聖職者や軍人、近年では商人などの職業集団の活動が明らかにされてきた。⁽⁸⁾ イングランドでは、ジャコバイトがホイッグ史観から重要性を認められてこなかったが、近年大陸に亡命したステュアート家の史料を用いた政治史・社会文化史研究が進められている。⁽⁹⁾

フランスでは一九九〇年代以降、ブリテン諸島出身者とフランス社会との関係が体系的に考察され始める。P・C・ド・ドロマンタンはアイルランド系ジャコバイトに属す先祖の家族史を復元し、その一〇年後の著作ではフランス西部における「ジャコバイト」の「同化」や、軍事・教会・行政・商工業における活動を俯瞰した。⁽¹⁰⁾ N・ジュネールフィアクは、サン＝ジェルマン＝アン＝レのステュアート亡命宮廷とそれに近接するパリに結集したジャコバイト第一世代の社会的統合の実態を説明した。⁽¹¹⁾

これらの研究によって、ブリテン諸島出身者の活動の実態やフランスでの生存戦略・定着の過程がある程度解明された

が、帰化に関しては法制史的な言及と、「同化」の一階梯として個別事例の紹介がなされただけである。

以上から、本稿ではブリテン諸島出身者の事例を通して、一八世紀フランスにおける帰化を外国人の視点から分析する。第一章では彼らの到来の経緯やフランス社会との関わりを概観する。第二章では帰化者の地理的分布や社会職能構成の分析を通してその集合的特徴を明らかにし、帰化の動機や背景を考察する。第三章では帰化状の記述を分析することにより、外国人固有の経歴がフランス人の国民的属性の言説にどのように組み込まれ独自の語りを構成するのかを明らかにする。主要な史料は一六八九年から一七八九年までのブリテン諸島出身者の帰化状の草稿五八五通、六六八名分であり、現在パリのフランス国立公文書館 Archives Nationales（以下ANと略）の内務卿官房文書O₁219-238に保存されている。加えて、外国人の法的地位や財産に関する王令を補足的な史料として用いる。

第一章 ブリテン諸島出身者とフランス社会

第一節 到来の経緯とフランス王権の対応

宗教改革以降、ブリテン諸島からフランスへはカトリックを中心に政治的・宗教的・経済的な理由による移動が行われたが、一七世紀末から一八世紀には名誉革命やジャコバイト反乱などの政治的事件や国際商業の発展が移動を一層促進した。

最大規模の集団を構成したアイルランド人の移動は、名誉革命とそれに続くアイルランド戦争を主な契機とする。一六八九年にルイ一四世がアイルランドのジャコバイトに援軍を送ると、それと引き換えに五〇〇〇〜六〇〇〇名の将兵がフランスへ渡った。続いて、一六九〇年のポイン河畔の戦いと翌年のリムリック条約によって、将兵とその家族および一部

の民間人による大陸カトリック諸国への集団移動が発生した。「雁の飛行」と呼ばれるこの移動によって、フランスには一万二〇〇〇人以上が到来したとされる。⁽¹³⁾多くは陸軍に雇用されたが、西部で商業に従事したり亡命宮廷に赴くものもいた。

政治的・宗教的な理由による移動はその後もゆるやかに持続した。ブリテン諸島では「刑罰法」と呼ばれる一連の差別法のもとで、カトリックが公職や軍隊から排除され、土地購入の禁止や均分相続など所有に関する制限を科された。同時に一八世紀初頭まで繰り返されたカトリック聖職者に対する国外追放や逮捕・投獄といった弾圧は、アイルランド・カトリック教会の弱体化を招いた。こうした状況下に、カトリックの地主や中流層は財産細分化を避け家族の社会的上昇を図ろうと子弟を海外に送り出し、司教は新たに叙階した聖職者を大陸カトリック諸国に留学させた。⁽¹⁴⁾

他方、一八世紀には雇用機会や商取引を目的とする経済的な移動が増加する。フランス軍が一七四〇年代中葉までアイルランドで行った募兵は、軍隊雇用のための移動を促した。一八世紀にぶどう酒・植民地貿易の拠点となるボルドーには、一七二〇年代から五〇年代にかけて、プロテスタントを多く含む多数の商人が到着した。当時のアイルランドでは著しい人口増加によって移動の圧力が強まっていたうえに、一七二〇年代・三〇年代に発生した経済危機はアイルランド人の国外流出を促した。⁽¹⁵⁾

次に、イングランド人も名誉革命を契機としてフランスに集団移動したが、その規模は相対的に小さい。実際、サン＝ジェルマン＝アン＝レとパリでは名誉革命から一七一四年までに少なくとも六〇〇四人のイングランド人が確認されたが、「雁の飛行」が史料に反映される一六九二年までの時期を除いて、同地域のブリテン系人口の約三割にすぎなかった。⁽¹⁶⁾大西洋岸でも、中世以来の英仏貿易が高関税により一七八六年の通商条約まで停滞したため、イングランド商人は少なかった。⁽¹⁷⁾このほか、カトリック聖職者・修道女が断続的に到来し、紡績・製鉄・鉱山・ガラス製造などに従事する工業技術者は少数だが質的に重要であった。カトリックが少数派であるイングランドでは、移民の主な目的地は大陸ヨーロッパでは

なく、アイルランドや北米植民地であった。⁽¹⁸⁾

最後にスコットランド人に関しては、移民の伝統的な目的地が東欧、北欧、北米植民地だったため、⁽¹⁹⁾フランスへの移動は主に二度のジャコバイト反乱に起因する。一七一五年反乱の失敗によって、ジェイムズ三世のアヴィニヨン宮廷と母后メアリのサン＝ジェルマン＝アン＝レ宮廷にはイギリス政府の追及を逃れたスコットランド人が殺到した。⁽²⁰⁾ 続く四五年反乱に際しては、フランスに渡った亡命者から三つのスコットランド人連隊が編成され、一七六二年まで存続した。亡命者の正確な数は不明だが、数千人にのぼったと考えられる。このほか、少数の商人や聖職者の移動も存在した。

以上の経緯でフランスに渡ったブリテン諸島出身者は少なくとも五万人に達したとされるが、帰国・再移動するものも多く、フランスに留まった人数を正確に知ることは困難である。一八世紀後半になると上述のような集団的な移動は停滞するが、ブリテン諸島出身者は革命期までフランスに存在し続ける。

歴代のフランス国王は王国の発展に貢献しうる外国人を歓迎し、ブリテン諸島出身者もその例外ではなかった。⁽²¹⁾ 例えば、ルイ一四世はジェイムズ二世にサン＝ジェルマン宮と年金六〇万リーヴルを与えて「篤信王」の寛大さを喧伝し、一七一〇年にはジェイムズ三世に仕えるイングラント人に未帰化でも相続権を保障した。後述するブリテン系の修道院やコレージュは一七世紀以降王権から公認や年金などの保護を与えられ、一六九〇年以降フランス軍に常設されたアイルランド人連隊は、理論上は所属将兵にフランス臣民と同等の法的権利を保障した。⁽²²⁾ 商業分野では、ブリテン系のみを対象とする措置ではないが、一七六七年の顧問会議裁決で外国人卸売商に対する財産没収権の免除が決定された。⁽²³⁾

さらに、一八世紀には英仏間の国際条約を通してイギリス臣民に対する外国人財産没収権が段階的に放棄された。フランスは一七一三年のユトレヒト条約で国内のイギリス臣民に動産相続権を保障し、一七八六年の通商条約で外国人財産没収権の互恵的廃止を取決め、その翌年四月の開封王書ではイギリス臣民の相続権を不動産についても保障した。⁽²⁴⁾

ただし、政治・外交状況に応じて王権が態度を硬化させる場合もあった。ジェイムズ三世はユトレヒト条約の英仏講和

の条件としてロレーヌに追放され、一六年以降は対英協調策をとる摂政オルレアン公によってアヴィニヨンへ、次いでイタリヤへ遠ざけられた。また、一五年反乱の亡命者は正規の士官を除いてフランス軍での雇用を拒否された⁽²⁵⁾。さらに七年戦争初期には王国内のジョージ二世臣民に国外追放令が出された。外国人は日常的にも王権や都市当局によって監視され、アイルランド人連隊に勤務しない無職のブリテン諸島出身者は、脱走兵や浮浪者としてガレー船徒刑を命じられた⁽²⁶⁾。

以上、本節ではブリテン諸島出身者の到来の経緯と彼らに対する王権の対応を確認した。第二節・三節では、フランスでの生活の拠点となった同郷者の共同体やフランス社会との交流を検討し、帰化を考察するための前提としたい。

第二節 共同体と同郷者の連帯

デュボストによれば、近世の移民は常に同郷の家族や同職者が構成する共同体の連帯によって支えられていた⁽²⁷⁾。ブリテン諸島出身者の場合も、以下にあげる同郷者の共同体が移動や社会適応において重要な役割を果たした。

第一に、サン＝ジェルマン＝アン＝レの亡命宮廷とその周辺に一六八八年以降形成された共同体で、王家の庇護を求め多様な人々から構成され、その一部はパリにも広がった。共同体の精神的支柱である宮廷にはイングラント人とスコットランド人が多く、周辺の街区にはアイルランド人が多かった⁽²⁸⁾。社会構成は軍人、聖職者、廷臣・宮廷役人・召使い、医者、銀行家・商人と多様である。ステュアート家が貴族や使用人への年金や給料の支払いに加えて傷病兵や退役軍人や未亡人など困窮する臣民を援助する一方、同郷・同業の者同士は結婚や後見を通じた庇護関係で結ばれていた⁽²⁹⁾。亡命宮廷は一七一三年以降母后メアリを中心維持され、宮殿は一七五〇年代までブリテン諸島出身者の特権的な居住空間であった⁽³⁰⁾。

第二に、一六九〇年以降フランス軍に常設されたアイルランド人連隊である⁽³¹⁾。これは当初、アイルランド戦争中に渡仏した将兵と「雁の飛行」で到来した将兵によって形成された。前者は三個連隊からなるモンカシエル旅団に編成され、後者は一六九七年までジェイムズ二世に服属し約一四個連隊を構成した。アウクスブルク同盟戦争の終結以降、アイルラン

ド人連隊は次第に縮小され、一七八九年には三個連隊のみとなる。連隊長の地位はアイルランド人家系が世襲したが、イギリス軍脱走兵やフランス人、そのほか近隣諸国の出身者も兵卒に採用されたため、連隊内のアイルランド人の割合は次第に減少した。⁽³²⁾しかし、連隊ではアイルランドの言語や法慣習が保持されるとともに、同郷の司祭の霊的・社会的扶助や、祖国の地縁・血縁に基づく庇護関係を得ることができた。

第三に、ブリテン諸島のカトリック聖職者によってパリや主要地方都市に設立された修道院やコレージュである。⁽³³⁾宗教改革の後、カトリックは人材育成の場を大陸カトリック諸国に求めた。フランスには一七八九年の時点で、アイルランド系の修道院が四つとコレージュが七つあり、イングランド系では修道院が一四とコレージュが三つ、スコットランド系ではコレージュが二つあった。なかでもアイルランド系コレージュは規模が大きく、パリでは一六八九年に一八〇人、一七七六年に一六〇人が学んでいた。⁽³⁴⁾こうした宗教・教育施設は亡命宮廷や同郷者、フランス王権や地域の篤信家の支援によって営まれ、同郷者に教育だけでなく社交空間や霊的安息を提供した。さらにブリテン系の聖職者は、フランスの聖俗貴顕へのとりなしや同郷者の身元保証や財産管理を通して、フランス社会との仲介機能を果たした。

第四に、ボルドーやナント、ラ・ロシェルといった西部の海港都市に形成されたアイルランド人を中心とする商人共同体である。⁽³⁵⁾一七世紀半ばのブリテン諸島の政治的混乱に際して、これらの地域にはすでに多くのアイルランド人が到来しており、世紀末の移入者はその際に形成された家族網や職業関係を基礎として各港の実業界に参入した。アイルランド商人の共同体はナントでは一七三〇年代まで、ボルドーでは一八世紀を通して拡大した。⁽³⁶⁾彼らは戦時にはイングランド船に対する私掠活動に、平時にはコークやダブリン、ロンドン、カディス、アンティル諸島に広がる親類の国際事業網を活用してアイルランド貿易や植民地貿易に従事し、同郷・同業者間の結婚やその立会いを通して国民的・職業的連帯を保持した。

こうした共同体の間にはしばしば紐帯が存在した。大西洋岸では宗教・教育施設と商人共同体は地理的に近接し、多く

のアイerland商人がアイerland系のコレージュや修道院に財産を遺贈した。また、亡命宮廷はパリのスコットランド系コレージュと強い結び付きを有し、フランス軍におけるジャコバイト軍人の任命に推挙権を行使した。⁽³⁷⁾

第三節 フランス社会との関わり

以上のように、ブリテン諸島出身者は同郷者間の相互扶助に支えられていたが、外部に対して閉鎖的ではなく、フランス社会と一定の交流を有した。この点に関しては体系的な研究が存在しないため、本節では交流の諸相を居住場所、フランス人との結婚、職業実践の三点から考えたい。

まず居住に関しては、排他的な居住区域は形成されなかった。サン＝ジェルマン＝アン＝レでは集団移住が短期間に行われたため、ブリテン諸島出身者の比率が例外的に高かったと推測されるが、パリでは旅行者が宿泊する外国人地区であるサン＝ジェルマン城外区や、ブリテン系コレージュが置かれた大学の近辺に多く、⁽³⁸⁾ブリテン系の修道院やコレージュも密集せずに既存の都市空間に組み込まれていた。西部のボルドーではブリテン系商人の住居は商業上の利便性の高いシャルトロン城外区に集中したが、ここにはフランス人や他の外国商人も多数居住していた。⁽³⁹⁾このように、国民性へのゆるやかな志向は確認されるが、ブリテン諸島出身者の日常生活はフランス人との近隣関係に開かれていたと考えられる。

次にフランス人との結婚は、帰化に関わる移民第一世代では一般に少なかった。実際、サン＝ジェルマン＝アン＝レとパリのジャコバイト第一世代の間では内婚が支配的で、ボルドーのアイerland商人の間でも職業的結束が内婚によって補完される傾向にあった。⁽⁴⁰⁾一六九二年から一八〇八年までのアイerland人の結婚一六九件を調査したドロマンタンによると、第一世代ではアイerland人同士の内婚が六六・六%で、フランス人との結婚は二五・六%であった。第二世代になると内婚が三六・八%に減少し、フランス人との結婚が五八・一%に増加した。⁽⁴¹⁾

最後に、日常的な職業実践はブリテン諸島出身者がフランス人と接触する機会を提供したと考えられる。コレージュで

学ぶアイルランド人聖職者は副業として聖務補助や死体運搬を行っており、学業を終えても帰国せず、フランスで小教区司祭や礼拝堂付き司祭、従軍司祭、乗船司祭として暮らしたり、大学やコレージュの教職に就いたりするものも多かった。⁽⁴²⁾ ぶどう酒貿易を営む商人は商品購入のためにフランス人と取引をする必要があったし、一部のアイルランド商人は商業会議所の会員として地元商人とともに商業政策に参加した。⁽⁴³⁾ さらに、一八世紀に増加するアイルランド人医学生の一部は、医師としてフランスに留まった。

ブリテン諸島出身者とフランス社会の間に摩擦がなかったわけではないが、⁽⁴⁴⁾ 彼らは同郷者と排他的関係を作るのではなくフランス人と直接・間接の接触を有していた。帰化は、外国人が一定の文化的固有性を保ちつつもフランス人と関係を築いてゆく社会適応の過程で行われると考えられる。

第二章 帰化者の集団的特徴

本章では、ブリテン諸島出身者の帰化状を主に数量的に分析することで、帰化者の集団的特徴を明らかにし、帰化がいかなる条件のもとに行われたのかを考察する。初めに帰化の制度的手続きを確認し、帰化状の史料的特徴を検討する。

第一節 帰化の手続きと帰化状の史料的特徴

帰化状は、国王の恩恵によって発行され所定の機関に登録されて初めて法的効力をもつ開封王書である。取得は次の手順で行われた。⁽⁴⁵⁾ 外国人が帰化状の取得を申し出ると、国王書記官が王令書式集を参照しながら草稿を起草し、清書して内務府に提出する。内務卿の承認のもとに国王の署名が付され、大法官府で国璽が押されると、帰化状が発行される。申請者は正本を受け取りに行き、原則として会計法院と、自身の居住地を管轄する財務局に登録する。⁽⁴⁶⁾ これらが完了すると、

正本は申請者の手元に戻り、相続問題などの係争の際に王国臣民であることの証明書として機能した。

帰化状の取得には高い費用が生じた。まず、国璽料と登録料がある。国璽料はルイ一四世期に増額され、一六七二年には一人当たり七四リーヴル、一七〇四年には一〇六リーヴルになった。⁽⁴⁷⁾ 会計法院や財務局での登録料は各機関の裁量に委ねられ、例えばブリテン系帰化者三〇名のパリ会計法院での登録料は六リーヴルから二〇〇リーヴルで、平均は約三〇リーヴルである。⁽⁴⁸⁾ 聖職者の場合、登録料を払う代わりに国王や王家のためのミサを挙行することもあった。さらに、一七〇三年一二月王令は帰化状の取得者に居住地の国王裁判所書記課の帳簿への登記 *insinuation* を義務付け、⁽⁴⁹⁾ 新王の即位に際しては先王が授与した帰化状の確認のために即位税を納めなければならなかった。以上から、帰化状の取得にかかる費用は公式のものだけでも三〇〇〜六〇〇リーヴルに達し、さらに、国王書記官や仲介者への賄賂、大法官府や登録地への移動費が加わった。

したがって、少なくない労力と費用を必要とする帰化は、相対的に富裕で財産の相続・遺贈に強い動機を持つ人々によって行われたと考えられる。ただし、聖職者は帰化なしには合法的に聖職禄を保有できないため帰化に対する職業的動機が強く、こうした経済的基準は必ずしも当てはまらないと考えられる。

最後に、帰化状の構成を確認する。帰化状は前文、主文、登録命令の三部から成り、前文には申請者の氏名、出身地、宗派、両親の氏名、職業、肩書など、申請者の個人情報に記載される。主文では、既定の書式に依拠しながら、帰化によって与えられる権利内容と臣民としての義務が述べられ、登録命令では、特定の最高諸法院と財務局の評定官や役人に対して帰化状の登録が命じられる。そして国璽の押印が指示され、最後に発行地と発行年月が記入される。

このように、帰化状は帰化年とともに、網羅的ではないが申請者の身元に関する情報を与えてくれる重要な史料であり、外国人に関する数量化・統計化の可能な均質的史料として稀少な価値を持つ。

第二節 帰化者の地理的分布

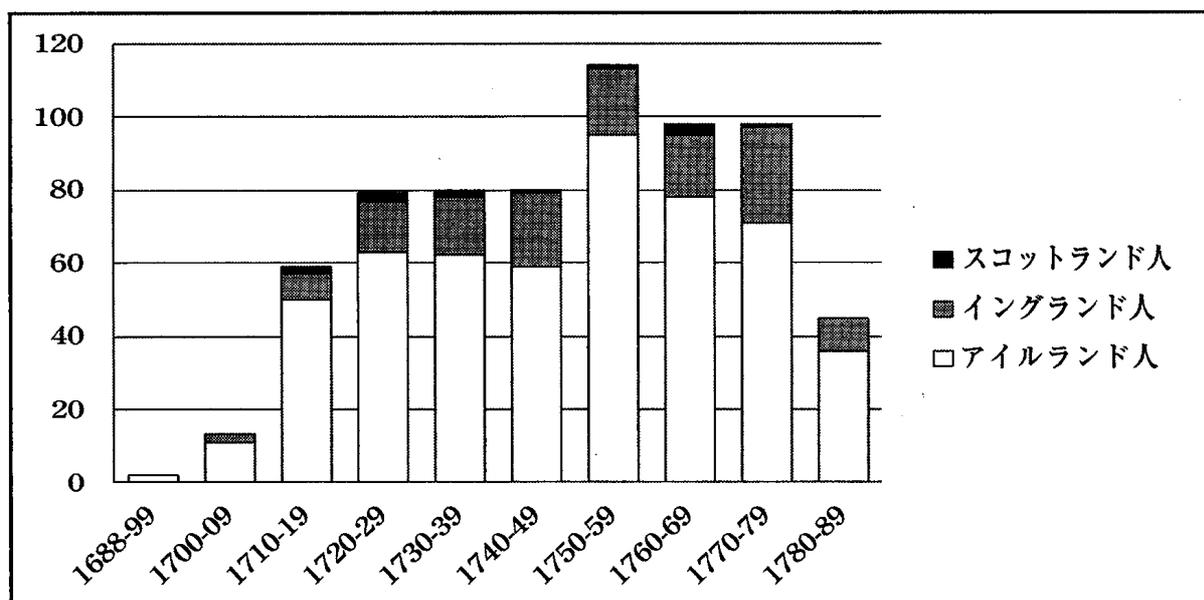
出身地 帰化者六六八人の出身地は、アイルランドが七九%（五二七人）、イングランドが一九%（二二九人）、スコットランドが二%（二人）であり、アイルランド人が圧倒的多数を占めた。この構成は一八世紀を通してほとんど変わらないが（図一）、移入者のそれを忠実に反映しているとはいえない。まず、ジュネールフィアクによると、アイルランド人は一六九二年以降サン＝ジェルマン＝アン＝レとパリのブリテン系人口の約六割しか占めなかったので、帰化に過剰代表さ⁵⁰れていると思われる。また、イングランド人の移動は一七世紀末に集中したにもかかわらず、「図一」のグラフでは経年的偏りは見られない。さらに、スコットランド人に関しては、反乱を契機に数千人が到来したことを考えると、帰化者の少なさは過小代表された結果と捉えられる。このように帰化に反映される程度に差異が生じるのはなぜだろうか。

その理由として、第一に史料上の問題がある。一六九七年からの約一〇年間は、帰化状取得による通常の帰化に代わるものとして帰化税が徴収されたため、帰化の記録が帰化状として残り⁵¹にくい。デュボストとサリンズによると、このとき納税の形で帰化したブリテン諸島出身者は三四六人で、そのうちアイルランド人が一七二人（うち第一世代は一四一人）、イングランド人が一五四人（二〇一人）、スコットランド人が二〇人（二〇人）であった⁵²。そのため、一七世紀末に移動が集中したイングランド人の帰化は、主に帰化税納入の形で行われたと考えられ、本稿の史料には反映されにくい。

こうした史料上の問題に加えて、第二の理由として、帰化の背景となるフランスでの居住条件の差異があげられる。

まず、移動の慣習の有無がフランスでの定着を左右した。アイルランド人の場合、近世前半期から続くフランスへの移動によって同郷者が各地に散在し、新参者に住居や資金を提供し職業上の支援をした。例えばダブリン出身のクラーク家三兄弟は、フランス亡命後ナントで卸売業を営む叔父ルーク・オシールから職業訓練を受け、ナント・ボルドー・マルティニクを結ぶ国際事業網を編成した⁵³。それに対して、主要な移動先がフランスではないイングランド人とスコットラン

[図1] 帰化数の経年的推移 (計668人)



ド人の場合、入植の基盤は相対的に弱い。特に亡命スコットランド人は社会的に孤立する傾向にあり、プロテスタントが多数を占めるなか、カトリックに改宗しなかったものはステュアート朝再興の希望が潰えた一八世紀半ば以降帰国を好んだとされる⁽⁵⁴⁾。このように、定着を容易にする環境は、到着後約二〇年を経て行われる帰化を準備する重要な条件であった。

さらに、ブリテン諸島出身者とフランス社会の宗派的親和性も重要な要因であった。「カトリック教会の長女」であるフランスへの帰化はカトリックに圧倒的に多く⁽⁵⁵⁾、本稿の史料でもプロテスタントは三名であった。カトリックが移動の中心を占めたアイルランド人に帰化が多いのは自然であり、さらに四一％という聖職者の多さが彼らを過剰代表させる結果となった。反対に、スコットランド人にはプロテスタントが多いため、帰化は相対的に起こりにくい。外国人プロテスタントはフランス社会への順応が難しいうえに、王権の統制を免れるには外国人である方が好都合だった。一六八五年のフォンテーヌブロー王令はナント王令を廃止し改革派信徒の移動を制限したが、翌年一月に発布された顧問会議裁決は、外国人プロテスタントに自由な出入国と商業の継続を認め、彼らに対するあらゆる妨害を禁止した⁽⁵⁶⁾。

以上の考察を踏まえたうえで、本章では分析の中心を帰化者の約八割を占めるアイルランド人に据える。「図1」に見られる全体の帰化数の経年的変化もアイルランド人のそれにほぼ対応している。その帰化は帰化税の終了後

一七四〇年代まで一〇年ごとに約六〇〇〜八〇〇人に保たれ、五〇年代に急増する。この増加は、一七二〇〜三〇年代の活発な国際的移動とアイルランドの経済危機を背景に到来した人々が、五〇年代にちょうど帰化の時期を迎えるためである。その後、アイルランド人の帰化数は一七七〇年代まで一〇〇人弱を維持し、八〇年代に急減する。この減少は、アイルランド人のアメリカ大陸への移動の本格化とブリテン軍の門戸開放・フランス軍の雇用縮小によって、ヨーロッパ大陸への移動が世紀後半に減少したことを反映していると考えられる⁵⁷。

フランスにおける居住地 本章第一節で述べたように、帰化状で登録先に指定された財務局の所在地は、帰化者のフランスにおける居住地を大まかに表している。指定された財務局の分布をまとめた「表1」を見ると、帰化はパリに集中し、西部・南西部の大西洋沿岸地域と北部にも比較的多いが、南部、中部、東部には少ないことが分かる。

こうした帰化数の地域差は地域間の外国人法制の違いによるものではない。確かに、外国人の法的地位は地域間で異なっており、一部の海港都市や境域都市では商業促進や人口増加のために外国人財産没収権の免除が認められていた⁵⁸。しかし、一六九七年の帰化税の際に王権は地域特権を退け王国のほぼ全域で徴収を行ったため、一八世紀に外国人の間で地域的な免除の効力が信じられていたとは考えにくい。それでは、「表1」が示す居住分布からは何が分かるだろうか。

確実なのは、前項で指摘した、帰化における移動の慣習の重要性が傍証されたということである。帰化者が多いのはパリ、ナント、ボルドーのように伝統的にブリテン諸島からの移入が活発で、定着の拠点となる共同体が形成されていた地域である。パリ総徴税区への極端な集中には、サン＝ジェルマン＝アン＝レに亡命宮廷が形成されたことも影響しているだろう。同様に、北部で帰化の約半数を代表するリールは、海上交通の十字路で、ブリテン系カトリックの拠点であった南ネーデルラントに近接している⁵⁹。反対に南部や中部、東部ではブリテン諸島からの移入は伝統的に少なく共同体も小さい。これらの地域がブリテン諸島から遠いうえに、近世の国際商業の重心が地中海から大西洋に移動したためと考えられる。このように、移動の伝統は集団ごとの帰化数の差だけでなく、帰化の地域偏差としても表れている。

〔表1〕 帰化者の居住地域（不明者を除く）

| 地域 | パリ | 西・南西部 | 北部 | 南部 | 中部 | 東部 | 計 |
|----|-----|-------|----|----|----|----|-----|
| 件数 | 261 | 85 | 51 | 16 | 16 | 4 | 433 |
| % | 60 | 19 | 12 | 4 | 4 | 1 | 100 |

財務局所在地は、西・南西部：ナント、ボワティエ、ラ・ロシエル、ボルドー、バイヨンヌ、ポー。北部：リール、ルアン、アミアン、カン、アランソン。南部：モントバン、トゥルーズ、モンプリエ、エクス。中部：トゥール、オルレアン、ブルジュ、リモージュ、リオン、リヨン、ディジョン。東部：シャロン＝シュル＝マルヌ、メス。

帰化者の居住分布には移動の伝統だけでは説明しきれない特徴もある。工業都市ルアンでガーヴィ家、ホーカー家といったマニユファクチュア経営に携わる家族が帰化したように、居住地選択には経済的・職業的利害が関係する。同様に、ボルドーやナントなどの海港都市で海上交易従事者が、パリ、ランス、モンプリエといった大都市で医者が、国際金融の中心の一つであるパリではウォーターズ家やウルフ家のような銀行家が帰化した。

第三節 帰化者の社会職能構成

ジェンダー ブリテン諸島出身の帰化者において女性は一三五人で、全体の二割を占める。サリンズによれば、外国人帰化者全体に占める女性の割合は一三%⁶⁰だったので、ブリテン諸島出身者において女性は相対的に多かった。帰化女性の出身地構成は、アイルランド、イングランド、スコットランドがそれぞれ五三%（七一人）、四六%（六二人）、一%（二人）であり、前節で見た帰化者全体の出身地構成と大きく異なる。アイルランド人女性の相対的な少なさは一八世紀のアイルランド移民が男性単身の移動を特徴としたことで説明できるが、⁶¹イングランド人女性の相対的な多さは現在の研究状況では説明できない。おそらくフランスに一〇のイングランド系女子修道院が存在したと無関係ではないだろう。スコットランド人女性がほぼ不在なのは、上述したスコットランド人の帰化を抑制する一般的要因から説明できる。女性の場合、帰化状に記された帰化の理由は、財産相続や修道院における居住・地位の安定など、「外国での生まれが引き起こし得る問題」の回避だった。

〔表2〕に示したように、社会的出自の分かる女性のほとんどは既婚女性（妻・寡婦）か両親の後

見下にある娘である。既婚女性については、フランス人男性を配偶者としたのはイングランド人女性二三人のうち八人、アイルランド人女性二二人のうちゼロ人、スコットランド人女性二人のうち一人なので、フランス人男性との結婚が女性の帰化に直接影響するとはいえない。

職業 帰化者の職業構成を職業が判明している四〇七人に関して表に示すと「表3」になる。これを見ると、帰化者には聖職者（修道女を含む）、軍人、商人が多く、医者を中心とする自由業、職人、マニユファクチュア経営者、銀行業者がそれに続くことが分かる。このうち上位三つに関して検討することで、帰化を条件付けた具体的な文脈を考察したい。

まず、聖職者の帰化は全体の五七％を構成し、一八世紀を通して継続的に行われた。その背景には、一七世紀末から一八世紀前半にかけてのアイルランドにおける聖職者の留学奨励や一七三〇年代以降の就職難、カトリック中流層による子弟の海外派遣があったと考えられる。⁽⁶²⁾ただし帰化聖職者の絶対数は決して多くない。アイルランド人聖職者はフランスで礼拝堂付き司祭や従軍司祭、乗船司祭など必ずしも聖職禄を伴わない職にしばしば従事したうえに、一八世紀前半にはカトリック改革の成果によってフランス人聖職者が質・量ともに高水準に保たれたため、外国人聖職者の参入の余地が小さかったと考えられる。他方、世紀後半には「教会離れ」が進行するなかで聖職叙階が減少し、外国人聖職者への需要が高まったと考えられ、実際、ナントではアイルランド人聖職者が「見捨てられた小教区」の司牧を行い、市内や郊外の教会・礼拝堂でミサを挙行していた。⁽⁶³⁾アイルランド人聖職者の帰化は確かに世紀後半に高水準に保たれるが、聖職者を取り巻くこうした就職状況との連関をはっきりと確認することはできない。

聖職者の帰化の直接的な動機は聖職禄の獲得とその法的な保障にあった。エクスのアイルランド人司祭ジェイムズ・マクマホンが一七五〇年に取得した帰化状には、申請理由が「聖職禄保有許可付き帰化状の未取得が空位聖職禄取得者による侵害の口実になるようなので」と記されている。⁽⁶⁴⁾また、聖職禄保有許可状が定める上限年収を上回ったために、これを再取得したり補充文書を取得する例もある。他方、死後の遺贈が可能になることも聖職者の帰化動機として指摘されてい

[表 2] 帰化女性の社会的出自 (不明者を除く)

| 出自 | 妻 | 寡婦 | 娘 | 修道女 | 修道院寄宿者 | 計 |
|----|----|----|----|-----|--------|-----|
| 人数 | 36 | 12 | 23 | 11 | 4 | 86 |
| % | 42 | 14 | 27 | 13 | 4 | 100 |

[表 3] 帰化者の職業構成 (不明者を除く)

| 職業 | 聖職者 | 軍人 | 商人 | 自由業 | 職人 |
|----|-----------|-----|-----|-----|----|
| 人数 | 234 | 60 | 47 | 24 | 9 |
| % | 57 | 15 | 12 | 6 | 2 |
| 職業 | マニュファクチュア | 銀行業 | その他 | 合計 | |
| 人数 | 7 | 5 | 21 | 407 | |
| % | 2 | 1 | 5 | 100 | |

る。⁽⁶⁵⁾

つぎに軍人は帰化者の一五%を占めているが、前章で述べた移動の規模の大きさを考えると母数に対して過小代表されている。その要因として、離職率の高さや、一般兵卒については経済水準が低かったことに加えて、一七一五年十一月の国王宣言によって国王軍で一〇年以上勤続した外国人将兵には財産没収権が免除されたことがあげられる。帰化した軍人のほとんどは、連隊長から少尉まで指揮官の地位をもつ軍人貴族だった。

一八世紀前半に帰化した軍人の多くは一七世紀末から一八世紀初頭に到着した人々で、名門貴族や、ステュアート家とその側近の姻族といった亡命宮廷と関係の深い軍人が確認される。例えば、一七二〇年に帰化したチャールズ・スケルトンはチャールズ二世の庶子サセックス伯夫人の娘婿で、二四年に帰化したアーサー・デイロンはジェイムズ三世のパリ代理人を務めた生粋のジャコバイトである。ジェイムズ二世の庶子ベリック公が帰化の前にジェイムズ三世の許可を求めたように、⁽⁶⁶⁾後得的忠誠である帰化は生来的な主君への忠誠と両立可能なのかを懸念されていた。軍人にとって帰化は法的問題にとどまらず政治的な意味を帯び、彼らの帰化にはジェイムズ三世の追放や反乱の失敗といったジャコバイトの落胆と失意が影響していると推察される。他方で、地方に赴任・居住する軍人は、帰化状でフランスでの婚姻に言及する例が比較的多い。

世紀後半の帰化者の多くは一七三〇年代以降に到着した人々だが、史料からそれ以前の経歴はほとんど分からない。一八世紀に外国軍の雇用を求めたアイルランド人将校は主にキャリア志向の職業軍人だったため、世紀後半の帰化軍人の多くもその類に属すと類推される。⁽⁶⁷⁾ なかには四五年反乱の参加者やローマの亡命宮廷と通信していたものもあり、彼らの帰化は少なくとも部分的にはジャコバイト主義の挫折に関連すると考えられる。⁽⁶⁸⁾ その他、フランスでの婚姻や息子の陸軍士官学校入学のための貴族身分回復に言及する例はあるが、帰化の動機は不明な場合が多い。

最後に商人について。「表3」では卸売商・船舶機装業者を始めとする海上交易従事者（四四人）、内陸の卸売商（二人）、小売商（一人）を包括しているが、ここでは海上交易従事者に分析の重心を置く。

商人の帰化は一八世紀前半にナントで、後半にはボルドーで多く、ラ・ロシェルやサン＝マロではごく僅かであった。これは各港のアイルランド貿易の規模を反映している。塩漬け肉や獣脂の輸出を伴うアイルランド貿易は植民地貿易と補完的に展開し、ナントでは一七三〇年代頃まで、ボルドーでは世紀末まで活発だったが、交易再編に乗り遅れたラ・ロシェルやサン＝マロでは小規模にとどまった。⁽⁶⁹⁾

商人の帰化は事業経営を通して蓄積した財産の保護を主な目的とした。ナントで帰化した商人は、マクネマラ家やシー家のようにナント実業界の上層に位置する富裕家族、オシール家のように一七四〇年代以降奴隷貿易によって急速に富を築いた家族を含む。⁽⁷⁰⁾ 他方、ボルドーの帰化商人はクイン家、ジェルノン家、マカーシ家といった、海上交易の傍らぶどう園や都市不動産を経営する商人＝実業家を含んでいた。彼らの不動産投機は帰化の後に行われることが多く、商人にとって帰化が財産保護のための制度的保証として機能したことを示唆する。⁽⁷¹⁾ さらに、帰化は当時フランス人のみに留保されていた植民地貿易への参加を可能にした。

しかし、こうした実践的利害だけが帰化を促したわけではない。ボルドーでは七年戦争初期の一七五六年に商人の帰化が最多を記録したが、これはこの年の初めに発布されたジョージ二世臣民追放令がブリテン系商人の間に混乱を引き起こ

したためと考えられる⁽⁷²⁾。当時、帰化者や官職保有者、フランスでの居住年数の長いものは追放令の適用を免れると考えられていたため、商人はある種の人身保護を得るために帰化状を取得したと推察できる。ここから、帰化は財産や職業の安全確保という自発的な利害保全のみならず、外圧によって強いられた政治的帰属の変更でもあったことが分かる。

本章では帰化者の集合的特徴を描きながら、帰化の背景や動機を考察した。明らかになったのは、帰化が移入者集団とフランス社会との歴史的関係や文化的親和性を基礎として、時々の政治・外交状況の影響を受けながらも、より直接的には財産や職業の安全という実践的な利害関心によって促されたということである。しかし、帰化のこうした背景や動機は帰化状のなかで必ずしも言及されるわけではない。帰化状の授与は理論上国王の恩恵に依存したため、申請者はしばしば王国臣民にふさわしい美德や功績を備えた人物として自らを描き出す。第三章では外国人のこうした語りの戦略を読み解いてゆく。

第三章 帰化状のなかの語り——フランス人の属性と外国人の過去——

第一節 帰化状の物語と構成

一部の帰化状の前文に挿入される申請者の来歴や帰化の理由に関する記述は、サリンズによると、N・Z・デイヴィスが分析した一六世紀の恩赦嘆願書と同様に物語としての性質を帯びている。すなわち、外国人は申請の受理や帰化の効力をより確実にするために、国王書記官の手を借りて、フランス人に求められる美德や功績をアピールするよう帰化状の文面を構成した⁽⁷⁴⁾。それゆえ、帰化状では王国への帰属意識、すなわち国民的属性が前面に現れる。サリンズによれば、それは共同体の防衛や自己犠牲といった古典市民的な美德と功績、国王への封建的忠誠とフランスへの文化的愛着から構成さ

れ、王国の家族的編成という言説のもとに、母なる祖国を離れた「孤児」たる外国人を王国臣民にする帰化は、国王との養子縁組に準えられた。

その一方で、サリンズは国民的屬性に時間的変化や民族間の差異はないとして、帰化する外国人自身による規範の受容や利用の問題を考察から除外した。⁽⁷⁵⁾ 確かに、帰化状は王令書式集に依拠して国王書記官の手で起草されるため、一見、画一的に見える。しかし、同じ国王書記官の手による帰化状でも記述に違いが存在すること、⁽⁷⁶⁾ さらに申請者が規範を体现していることを示すために彼らの個人的軌跡がしばしば記述に盛り込まれることから、帰化状には外国人の主體的な語りが部分的ではあるが織り込まれていると考えられる。では、そこでは彼らの歴史的過去と文化的固有性はどのような位置を占めるのか。本章は、帰化状に挿入されたブリテン諸島出身者の語りを読み解くことで、外国人にとって外在的な支配的物語ではなく、それに沿って講じられた戦略を明らかにしたい。

以上の視角から帰化状を分析するための予備的作業として、本節では前文の記述の枠組みとなる帰化状全体の論理構成を検討する。⁽⁷⁷⁾

前文では申請者の紹介の後に、王国で終生暮らすことを望む申請者が謹んで帰化状の授与を懇願する、という文句が記される。王国永住の意思は国王への自発的な忠誠の証とみなされた。続く主文では、国王の特別な恩恵で申請者を内国人 *regnicoles* とみなす⁽⁷⁸⁾ことが宣言され、与えられる権利が説明される。多くの場合、その権利とは①将来の居住地選択の自由、②フランス生まれの臣民のあらゆる特権の享受、③相続と遺贈の自由すなわち外国人財産没収権の免除であり、王国に永住し無許可で出国せず、「いかなる外国人のためにも仲介にならない」限りにおいて保障されるとされた。最後に登録などの行政的要件が記され、記述が終了する。なお、帰化状では国王が一人称で、申請者は三人称で表された。

以上の構成から読み取れる帰化状の筋書きは、王国での永住を望む外国人が帰化状の授与を懇願し、国王が恩恵によってこれを与え、以後内国人とみなされる外国人は臣民として終生王国に留まるかわりに国王から相続権などの保護を受け

る、というものである。そのため、この筋書きに沿って挿入される前文の記述は、国王への忠誠の証である永住の意思と、国王の恩恵に値する美德や功績を強調するものとなる。

とはいえ、こうした記述は実際には申請の受理を左右しなかったという。サリンズによれば、一六・一七世紀以降帰化は才能や社会的統合といった基準を重視しない行政的手続きとなり、申請者の品行を保証する証人は立てられたが、会計法院が登録に先だつて行う素行調査は形式的なものでしかなかった。ただし、外国人はこうした事情を知らなかっただろうし、名前の表記などにミスがあると帰化状を再取得するほどその有効性を心配した。したがって、一部の帰化状に見られる申請者の来歴や帰化動機に関する記述は、帰化の受理や効力に対する外国人の懸念から記載されたといえる。⁽⁷⁹⁾以下、第二節と第三節ではブリテン諸島出身者の帰化状に見られる国民的属性の言説を型ごとに整理し、その利用の諸相を分析する。

第二節 臣民の美德と功績

国王と王国への奉仕は、ルイ一四世期から革命にいたるまで帰化状のなかで繰り返し用いられる語りであった。⁽⁸⁰⁾なかでも典型的といえる軍人の帰化状は、戦場での軍事的功績やそのために払った犠牲を表明することにより、勇敢な軍人や忠実な臣下として自らを描きだす。例えばアイルランド人連隊歩兵隊大尉であったトマス・ド・スタックは、「一七五七年にラリ連隊と共にインドに渡り、最初の対英海戦において左腕を失い、その勇氣と勇敢さを余に証明した。余への奉公に對する彼の熱意によって、彼は都市アルカットの指揮権を与えられ、そこで忠実な臣下から期待すべき忠誠と廉潔と慎重さをもって振舞った⁽⁸¹⁾」。

こうした軍人や臣下の美德は他の外国人集団の帰化状にも確認されるだろうが、ブリテン諸島出身者に特徴的と思われるのは、それがしばしばステュアート君主への「忠誠」・「義務」・「愛着」に結び付けられることである。例えば、アイル

ランド出身のフランス軍大佐ナサニエル・フックの帰化状（一七〇二年取得）は、亡命からフランス永住にいたる経緯を次のように描いている。

イングラントに訪れた先の革命（名誉革命）によって、前述のナサニエル・フックは正統な君主である国王ジェームズに対して負っている忠誠を保つために、フランスへ渡るのを余儀なくされた。彼は臣民が穏和な統治を享受していると知り、それによって余の王国で生涯を閉じたいと強く望むようになったので、余への奉公に対する熱意と愛着を余に証明し得る全てのものに専念した。⁽⁸²⁾

ここで注目されるのは、フックが貫いたジェームズへの奉公という過去が、「正統な君主」への忠誠という臣下の美德を証明する前史として、ルイへの奉公という現在に回収されている点である。ここでは、帰化にふさわしい臣民として自らを描きだすために、ジャコバイトであった過去が利用されているといえよう。こうした戦略を可能にしたのは、一八世紀フランスでステュアート家の大義への共感が根強かったという事実であろうが、フックが一六八五年にモンマス公の指示でジェームズ二世の暗殺を企てた人物であり、その行動には日和見主義的な傾向がうかがえることは指摘すべきだろう。

反対に、生粋のジャコバイトとして名高いイルランド人連隊長アーサー・ディロンの帰化状は、過去の意図的な再解釈を拒むかのように、帰化までの経緯を淡々と語る。彼は「ジェームズ二世に対する奉公への愛着からフランスに来た。

一六九〇年にはジェームズへの忠誠を証明するためにディロン連隊を指揮し、今でも指揮している。それ以来先の戦争のあらゆる機会において王国への奉公に対する愛着、能力、忠誠、勇敢さを証明してきた⁽⁸³⁾」。ここからは、ジェームズに対する忠誠は明らかでも、ルイへの奉公には主体性があまり感じられず、両者の間の連関は弱い。事実、フランス軍指揮官としての美德と功績は、ディロンの内発的意思の所産ではなく、職務遂行に付随する評価として描かれている。帰化への積極性を感じさせないこの帰化状は、その九年後にサン＝ジェルマン宮で生涯を終える彼のジャコバイトとしてのアイデンティティを反映しているのかもしれない。

美德や功績を基調とする語りは民間人の帰化状にも見られるが、国王の封建的臣下としてよりはむしろ、国家や地域社会の利益に貢献しうる人材としての有用性を前面に出す。医者や一部の商人の帰化状には、職業実践を通して地域社会の安寧に貢献し、「公共」や地域住民から満足や尊敬を得ているとする社会的承認の語りが登場する。アイルランド人医師マイケル・ヒギンズは、アンジュ地方のシャトーゴンティエで「名誉と誠実さをもって医療を実践し、公共の満足と貧民の安寧を得て」おり、サン＝ジェルマン＝アン＝レ在住のイングラント人ジェイムズ・エリットは、「常に名誉と誠実さをもって商品の輸送と卸売を生業とし」、都市の「あらゆる住民から尊敬と好意を獲得し」ていた。⁽⁸⁴⁾ここでは、住民生活に直接関与する職業実績が申請者を有徳の士へと読みかえる媒介となり、帰化は地域の功労者に対する褒賞として位置づけられる。

次に紹介するジョン・ホーカーの例は、帰化状の語りの選択を探るうえで興味深い。ホーカーは元々マンチェスターの織工で、四五年反乱に加わって捕えられ、脱獄してフランスに亡命したジャコバイトである。⁽⁸⁶⁾一七六五年取得の帰化状によると、彼はフランスでスコットランド人連隊に勤務した後「余の王国の技術改善への貢献に主に専念し、ルアンに綿ビロードのマニユファクチュアと艶出し機を設立し、フランスではまだ全く用いられていなかった新しい布地圧縮法の秘密を与えた」。そのためマニユファクチュア総視察官に任命され、国王の「満足と好意の顕著な証と仕事の成功によって激励され」妻子とともに王国永住を望むようになった。⁽⁸⁷⁾王権は重商主義政策のもと一七世紀頃から外国人技術者を招聘してきたが、秘密の伝授という表現は技術移転に携わった外国人の帰化状に特徴的なレトリックであった。

一方で、ホーカーのジャコバイトとしての経験は帰化状では一切言及されていない。四五年反乱以降フランス王権がジャコバイト主義への支援を放棄したことも大きい。より重要なのは、ホーカーの日常実践との関連である。彼は除隊後、技術者としてルアンの綿布製造マニユファクチュアの創設に関わり、その後も全国的な視察の傍らサンズにイングリランド式綿紡績学校を開設し、同郷の技術者の関係網の中心になっていた。一七五五年に総視察官に任命され技術部門で

の功績を認められた彼にとって、ジャコバイトであった過去を想起する必要はもはやなかったのである。ここからは、語りの型の選択と日常的な職業活動との関連性を読み取れる。

同様に、帰化状で示される貢献の対象も申請者の職業実践と関連していた。リヨンのイングランド人織工ジェイムズ・スコットは、王国ではなく「この地（リヨン）にイングランド式の絹とモアレの布地製造の秘密を定着させるよう努めるため」移住したとしている。⁽⁸⁸⁾ 他方、アイルランド出身のフランス東インド会社職員ジェイムズ・オフリールの帰化状は、インド・アジア地域における商業と軍事の実績を反映して、「中国とコーチシナで数々の航海と長期滞在をし、その間に発見と仕事を通して、ヨーロッパ諸国民にとって最も幸多く有益な商業の諸分野を形成した」と主張した。⁽⁸⁹⁾ このように、帰化状の語りは国民的屬性の規範的言説を単純に踏襲するものというよりは、個人の日常的活動に即して選択され、より説得的になるよう構想されたと考えられる。

第三節 善良なカトリック信徒であること

一六八五年のナント王令廃止によって、フランスではローマ・カトリックが唯一の公認宗教となった。王国の宗教的一致というフィクションのもとに、臣民の世俗的地位は教会の三つの秘跡によって付与され、「使徒ローマ・カトリック宗教を信仰している」という定型句はほぼ全ての帰化状に挿入されるようになる。サリンズはカトリック信仰の規範性を指摘したうえで、少数の例外に属するルター派、カルヴァン派、ユダヤ人の帰化状を分析し、宗教的一致のフィクションが実際には国王の帰化授与を拘束せず、「市民権」と宗教的帰属の分離が旧体制期に既に生じつつあったことを示唆した。⁽⁹⁰⁾

しかしブリテン諸島出身者の帰化状では、少なくとも一七六〇年代頃まで、善良なカトリック信徒であるという言明が重要性を帯びた。なぜなら、名誉革命以降プロテスタントイズムを軸に国民統合を強めたブリテン諸島を出自とする彼らにとって、敬虔なカトリックであることは、生来の君主ではなくフランス国王への自発的忠誠を証明する素材たり得たか

らである。そのため、本節では帰化状に見られる宗教的語彙に注目しながら彼らの語りの戦略を読み解いてゆきたい。

上述のように、ブリテン諸島出身の帰化者にはプロテスタントはほとんどいないが、帰化する前に英国国教会やカルヴァン派、ルター派から改宗したものは少数ながら存在し、その帰化状で中心的位置を占めたのは棄教と改宗の経験談であった。彼らは「誤謬」であるプロテスタント信仰を捨て、カトリックの「真理」に目覚め「幸運にも」改宗した経緯を語ることで、フランスでは非公認の宗派に属した過去との決別を印象付ける。例えば一七七九年に帰化したイングラント商人ジョン・ウォリスは、ボルドーで知り合ったドミニコ会士の「慈愛に満ちた熱意」によって「彼が育てられたルターの宗教の誤謬」に気付き、「今日幸運にもそのなかで生きている宗教（カトリック）の真理に完全に納得し、一七七七年九月一六日にボルドーで棄教した」⁽⁹¹⁾。

こうした棄教・改宗譚は、異宗派に向けられる不服従の疑念を払拭する役割を果たす。特に、父祖の代に王国から逃れルイ一四世の死後に帰還した亡命ユグノの子孫にとって、異端との決別を示すことは一層重要であった。⁽⁹²⁾ 実際、その帰化状では改革派信仰はあくまで親に帰され、彼らの自発性はカトリック信仰のみに向けられる傾向にある。一七一八年に帰化宣言状⁽⁹³⁾を取得したアンヌ・ル・ヴァースーは、一六九二年にロンドンで亡命ユグノの娘として生まれたが、「物心のつく年頃に達するとすぐに、カトリック教育を受けるためにフランスに来ることを熱望するようになり、その後、その良き願望を実現するという喜びを得た」⁽⁹⁴⁾。生来の宗派的帰属の放棄は家族の喪失を象徴的に意味し、外国人の孤児化と国王との養子縁組という帰化の比喻を想起させる。⁽⁹⁵⁾ 帰化状の棄教・改宗譚は公認宗教という規範への服従とともに、家族や生来の文化との断絶を暗示することで申請者をフランスにより強く結び付けるのである。

本節の最後に、数的に最も多い生来のカトリック信徒の帰化状を分析しよう。彼らは、変化や断絶を強調する改宗者とは反対に、移住前から一貫してカトリック信徒としての美德を体現していることを示そうとする。例えば、一七〇三年に帰化したアイルランド人聖職者トビアス・ドゥイギンは、

余の王国に避難場所を見出すという希望のほかにはいかなる善きこともないままに、前述のアイerlandを去った。

そうした避難場所は、彼のように使徒ローマ・カトリック宗教を正しく信仰し、ただ敬虔な信心だけに専念しようとする避難した者たちに、余が常に与えてきたものである。数年来王国に住んでいる彼は、余の臣民に平和と和合と愛徳が行き渡るのを見て大きな感銘を受け、王国で生涯を閉じようと思うようになった。⁽⁹⁶⁾

ここでは、フランスは迫害されたカトリックの避難場所、国王は慈愛に満ちた庇護者の役割を演じ、避難者は篤信王が治める王国で霊的安息を見出す。移住から帰化までの過程を敬虔さゆえの避難と損なわれた信仰心の回復として描くこの物語において、善良なカトリック信徒であることはフランス王国への愛着を準備し、国王への忠誠を保証する前提となっている。さらに、宗教的迫害の語りはアイerlandのカトリック差別の歴史を背景とし、民族固有の集合的過去がフランス人の属性へと接合されている。

こうした宗教的迫害の語りはアイerland人の聖職者、商人、軍人に見られ、いくつかの帰化状では「生まれ育った使徒ローマ・カトリック宗教の自由な実践のなかで生きることが望み、自らがその出身たる古い貴族家系がアイerlandで享受する全ての特権を放棄した」という文句が反復され、なかには投獄や財産喪失など、迫害の内容を具体的に語る例もある。このように、宗教的迫害からの脱出と礼拝の自由の回復という語りはアイerland人カトリックの帰化状の特徴をなし、信仰の追求のために払った犠牲の大きさが宗教的熱意の根拠としてしばしば強調される。では、この語りがこのように多用されるのはなぜなのか。

当時アイerland人カトリックの間で、自らを哀れな民とする語りがフランス王権の保護を得るために戦略的に用いられていたという事実は確認すべきである。⁽⁹⁷⁾ しかしより重要なのは、一八世紀における英仏の政治的対立が宗派的差異を一つの前提としたということである。その顕著な例は七年戦争である。ボルドーのスコットランド系卸売商ジェイコブ・サンディランズの一七六二年の帰化宣言状は、一家のステュアート朝支持と彼のカトリックへの帰属を証明することに終始

しており、この時期に王権が示したブリテン系商人に対する不信感が、政治的立場だけでなく宗派的帰属をも問題にしていたことを示唆する。⁽⁹⁸⁾「啓蒙の世紀」においても国王への忠誠とカトリック信仰は依然として強く結び付いており、こうした一国一宗教のイデオロギーの根強さが、帰化状で改宗や迫害の語りが繰り返される背景をなしたと考えられる。

以上、ブリテン諸島出身者が帰化状で展開した語りには定式化された国民的属性の言説が見出される。軍事・医療・商工業を通じた国家と社会への貢献やカトリック信仰といった規範の一覧はサリンズが提示したものと概ね共通する。しかし、本章の分析からうかがわれるのは、ブリテン諸島出身者が語りの構成や型の選択において、王国で自分達がどのような外国人として分類されるのかを意識しながらも、ジャコバイトやプロテスタントであった過去や宗教的迫害の経験、日常的な職業活動を考慮したことである。それゆえ、帰化状の語りは、外国人としての過去とフランスに生きる現在とを関連付けながら自己を再定義する営みであると同時に、外国人としての属性やフランスの王権と社会が外国人に付与する様々なイメージを利用しようとする戦略であったと考えられる。

結論

本稿は、近世フランスにおける国家への法的帰属が外国人にとっていかなる意味を有したのかという問題関心のもとに、ブリテン諸島出身者の帰化状の分析を通して、帰化を促す諸条件と帰化状取得のための語りの戦略について論じてきた。

本稿の分析から導き出された結論は以下の二点であり、両者は相互に補完的である。

第一に、帰化は何よりも国王からの法的保護の獲得であり、フランスでの永住の決意の表明や文化的同化の一階梯とはみなせない。ブリテン諸島出身者は王国で同郷者間の国民的・職業的な連帯に支えられながらホスト社会に参入してゆく。帰化は移動の慣習や宗教的帰属がもたらすフランス社会との親和性によって準備され、生来的忠誠の動揺や政治的外圧の

影響を受けながら、より直接的には、財産と職業の安全確保の欲求によって促された。帰化は外国人の社会適応の必然的な帰結というよりは、王国滞在が長期化する可能性があるときに、移動先の社会でより安定的な地位を得ようとする生存戦略の選択肢の幅の拡大であり、実利的な制度的保障なのである。

第二に、外国人は帰化状で軍事・医療・商工業を通じた国家と社会への貢献や宗教的美徳をフランス人たる資質として訴えながら、生来の君主への忠誠や棄教・改宗、カトリック迫害といった固有の過去を接合し、日常的な職業活動に即して語りを構成することで、外国人としての他者性を利用する戦略を展開した。そこでは国民的属性は定式化されながらも外国人の固有の過去と経験を包摂し、外国人が個人としての美徳や才能において王国で占める位置に即して援用された。このことから直接に、帰化した外国人のアイデンティティの所在を導き出すことはできないが、少なくとも、帰化が外国人の保持する祖国の歴史や文化への帰属意識と相容れないものではなかったことは推察できる。その意味で、帰化は法的帰属の変更に伴いフランス国王の臣民としての帰属意識を規範として要求するものの、外国人の他者性の解消と文化的統合を前提とはしていなかったと考えられる。

とはいえ本稿の分析には史料上の制約に由来する二つの限界が存在する。まず、一七七〇年代以降の帰化状に外国人の語りがほとんど確認されないため、語りの分析に年代的な偏りがある。一八世紀後半には国際条約を通じた外国人財産没収権の互恵的免除が増加し、帰化も全般的に減少するが、⁽⁹⁹⁾語りを含む帰化状の少なさが母数の減少に由来するのか、それとも政治文化の変化を反映するのかは現時点では判断できない。次に、帰化がフランス社会における外国人の包摂と排除にいかに関わるのかという問題は帰化の動機を探るうえで重要であるが、その考察には外国人の社会文化史研究の一層の深化が求められる。今後は、帰化を含め、外国人とフランス社会の相互関係を総合的に論じ、他者の受容と排除をより日常的な次元で明らかにする研究が要請される。

注(一) J.-F. Dubost, 《Étrangers en France》, L. Bély (dir.),

Dictionnaire de l'Ancien Régime, 2^e éd., Paris, 2006; 河雄二郎「オーバン考」『ぎんぎ・おのゑとこ』七号、二〇〇二年、一―二九頁。

(二) 後述するサリンスによると、外国人がフランスに到着して帰化するまでの平均年数は約二〇年。ただし帰化の条件として一定の居住年数が求められたわけはなさ。P. Sahlins, *Unnaturally French: Foreign Citizens in the Old Regime and after*, Ithaca-London, 2004, p.137.

(三) J. Mathorez, *Histoire de la population française: les étrangers en France sous l'Ancien Régime*, 2 vols, Paris, 1919-21; C. Danjou, *La Condition civile de l'étranger dans les trois derniers siècles de la monarchie*, Paris, 1939; J. Boizet, *Les lettres de naturalité sous l'Ancien Régime*, Paris, 1943.

(四) J.-F. Dubost et P. Sahlins, *Et si on faisait payer les étrangers? Louis XIV, les immigrés et quelques autres*, Paris, 1999. 帰化税は一六〇〇年以降フランスに居住する外国人とその子孫に納税を義務付けた「強制帰化」であり、財務総監が発行する納税証明書が、すでに帰化している者にはその確認として、未帰化の者には帰化状の代わりとして機能するようになった。

(五) Sahlins, *op. cit.*

(六) P. Sahlins, 《La nationalité avant la lettre: les pra-

一八世紀フランスにおける外国人と帰化(見瀬)

tiques de naturalisation en France sous l'Ancien Régime》, *Annales HSS*, 2000, n°5, p.1081-1108.

(七) 旅行者は考察から除外する。「ジャコバイト」は反乱参加者や亡命宮廷に集う貴族・軍人に限定し、「イギリス」は一七〇七年以降の連合王国を指すものとする。

(八) 大陸ヨーロッパへの近世アイルランド移民の研究史は T. O'Connor, 《Ireland and Europe 1580-1815: some historiographical remarks》, id. (ed.), *The Irish in Europe 1580-1815*, Dublin, 2001, p. 9-26を参照。

(九) E. Cruickshanks et J. Black (ed.), *The Jacobite Challenge*, Edinburgh, 1988, p. 1.

(一〇) P. C. de Dromantin, *Les oies sauvages: mémoires d'une famille jacobite irlandaise réfugiée en France (1691-1914)*, Bordeaux, 1995; id., *Les réfugiés jacobites dans la France du XVIII^e siècle: l'exode de toute une noblesse pour cause de religion* (N) Les réfugiés jacobites), Pessac, 2005.

(一一) N. Genet-Rouffiac, *La première génération de l'exil jacobite à Paris et Saint-Germain-en-Laye (1688-1715)*, Lille, 1995, 2 vols.; id., *Le Grand Exil: les Jacobites en France, 1688-1715*, Paris, 2007.

(一二) 帰化状には帰化認可状 lettres de naturalité と帰化宣言状 lettres de déclaration de naturalité があつた。後者は旧王領地の出身者や外国生まれのフランス人の子孫が臣民の

地位確認のために取得するもので、本稿の史料にも少数含まれる。前者は通常の帰化状である。以下本稿では帰化状は前者を指すものとする。

- (91) J. G. Simms, 《The Irish on the Continent, 1691-1800》, T. W. Moody et W. E. Vaughan (ed.), *A New History of Ireland*, IV, Oxford, 1986, p. 630.
- (92) L. M. Cullen, 《The Irish Diaspora of the Seventeenth and Eighteenth Centuries》(引く《The Irish Diaspora》), N. Canny (ed.), *Europeans on the Move: Studies on European Migration, 1500-1800*, Oxford-New York, 1994, p. 136-138; L. W. B. Brockliss et P. Ferté, 《Irish Clerics in France in the Seventeenth and the Eighteenth centuries: A Statistical Study》, *Proceedings of the Royal Irish Academy*, vol. 87, C, n° 9, 1987, p. 528-529.
- (93) P. Butel et J.-P. Poussou, *La vie quotidienne à Bordeaux au XVIII^e siècle*, Paris, 1980, p. 24; Cullen, art. cit., p. 127-129.
- (94) Genet-Rouffiac, *Le Grand Exil*, p. 302-304, 429.
- (95) Ph. Gardey, *Négociants et marchands de Bordeaux de la guerre d'Amérique à la Restauration 1780-1830*, Paris, 2009, p. 139.
- (96) N. Canny, 《English Migration into and across the Atlantic during the Seventeenth and Eighteenth Cen-

turies》, id. (ed.), *op. cit.*, p. 39-75.

- (97) T. C. Smout et al., 《Scottish Emigration in the Seventeenth and Eighteenth Centuries》, *ibid.*, p. 76-112.
- (98) シチカラの語の日本語訳を三頁〇人以上二〇〇〇人未満に定義する。D. Szechi, 《“Cam Ye O'er Frae France?” Exile and the Mind of Scottish Jacobitism, 1716-1727》, *Journal of British Studies*, 37, 1998, p. 363.
- (99) Dubost et Sahlins, *op. cit.*, chapitre II et III.
- (100) A. Corvisier, *L'armée française de la fin du XVIII^e siècle au ministère de Choiseul: le soldat*, Paris, 1964, t. 1, p. 270.
- (101) J.-P. Poussou, 《Les étrangers à Bordeaux à l'époque moderne》, *Annales de Bretagne et des pays de l'Ouest*, t. 117, n° 1, 2010, p. 161.
- (102) AN AD XV 1, déclaration du roi (19 juillet 1739) ; Sahlins, *op. cit.*, p. 244-246.
- (103) Szechi, art. cit., note 28, p. 363.
- (104) D. Roche (dir.), *La Ville promise: mobilité et accueil à Paris (fin XVII^e-début XIX^e siècle)*, Paris, 2000; AN AD XV 1, ordonnance (12 février 1702). 回覧の旨を以下に引用する。四四四頁以下を引用する。
- (105) J.-F. Dubost, *La France italienne: XVI^e-XVII^e siècle*, Paris, 1997, p. 121.
- (106) 「雁の飛行」の到着とラインスワイク条約後のアイルラン

「人連隊の部分的解雇によって、多数の傷病兵・失業兵が流入した。」

(62) Genet-Rouffiac, *Le Grand Exil*, p. 309-314, 359-362.

(63) E. Corp (ed.), *A Court in Exile: The Stuarts in France, 1689-1718*, Cambridge, 2004, p. 315-353.

(64) マイケルランド人連隊に関しても Genet-Rouffiac, *Le Grand Exil*, p. 145-212; J. McGurk, 《Wild Geese: the Irish in European armies (sixteenth to eighteenth centuries)》, P. O'Sullivan (ed.), *The Irish World Wide: History, Heritage, Identity*, t. 1, Leicester, 1992, p. 37-62 及び参照。

(65) Corvisier, *op. cit.*, p. 272, 545-546.

(66) フロントニ系移民史・ローニンマ問題については Genet-Rouffiac, *Le Grand Exil*, p. 213-269; T. J. Walsh, *The Irish Continental College Movement: The colleges at Bordeaux, Toulouse, and Lille*, Cork-Dublin, 1973 及び参照。
(67) C. Giblin, 《The Irish Colleges on the Continent》, L. Swords (ed.), *The Irish-French Connection 1578-1978*, Paris, 1978, p. 14.

(68) フロントニ系移民史・ローニン系商人の活動に関しては L. M. Cullen, 《The Irish Merchand Communities of Bordeaux, La Rochelle and Cognac in the Eighteenth Century》 (訳: 《The Irish Merchand Communities》), L. M. Cullen et P. Butel (dir.), *Négoce et industrie en*

France et en Irlande aux XVIII^e et XIX^e siècles, Bordeaux, 1980, p. 51-63; Dromantin, *Les réfugiés jacobites*, p. 401-459 及び参照。

(69) ボルドーではブリテン系共同体は大半がマイケルランド人から構成され、一七二四年には二〇年以上居住しているブリテン系卸売商（帰化者は除く）は四人だったが、一七五六年の地方長官の調査では八八人のブリテン系家長が報告され、うち少なくとも二五人は卸売商、一七人は帳場係 commis であり、P. Butel, *Les négociants bordelais, l'Europe et les Iles au XVIII^e siècle*, Paris, 1974, p. 160-161.

(70) Dromantin, *Les réfugiés jacobites*, p. 166-177; B. M. Halloran, *The Scots College Paris 1603-1792*, Edinburgh, 1997, p. 80-101; D. Zimmermann, *The Jacobite Movement in Scotland and in Exile, 1746-1759*, Basingstoke, 2003, p. 55-56.

(71) Genet-Rouffiac, *Le Grand Exil*, p. 348-349, 447; J.-F. Dubost, 《Les étrangers à Paris au siècle des Lumières》, Roche (dir.), *op. cit.*, p. 275-277.

(72) Gardey, *op. cit.*, p. 102. ナントワセトキス地区のサン＝ニコラ小教区にマイケルランド人の大部分が集中したが、他の小教区への拡散も無視できなかった。P. Baudry et al., *Nantais venus d'ailleurs. Histoire des étrangers à Nantes des origines à nos jours*, Rennes, 2007, p. 40.

(73) Genet-Rouffiac, *Le Grand Exil*, p. 312, 315; Gardey,

op. cit., p. 427-428.

- (41) Dromantin, *Les réfugiés jacobites*, p. 115.
- (42) ボルドー司教区では、アイルランド人聖職者は小教区聖職者全体の三〜四%を、うち司教区外出身者の一〜%を代表した。Ph. Loupès, 《Les ecclésiastiques irlandais dans le diocèse de Bordeaux sous l'Ancien Régime》, *Bordeaux et les Iles britanniques du XIII^e au XX^e siècle*, Bordeaux, 1975, p. 90-91.
- (43) Walsh, *op. cit.*, p. 106.
- (44) 例えばルマンのイングリッド人実業家ジョン・ホーカーに対する他の製造業者や卸売商の敵意。C. Nordmann, 《Anglomanie et anglophobie en France au XVIII^e siècle》, *Revue du Nord*, t. 66, n° 261/262, 1984, p. 798.
- (45) 以下本節の記述は注記のないう限り Sahlins, *op. cit.*, p. 75-79, 100-107 に依拠する。
- (46) 会計法院ではなく高等法院に登録される場合もある。一六九三年三月王令までは、財務局ではなく国王財務法院 Cour du Trésor に登録しなければならなかった。
- (47) 一通の帰化状で複数が帰化する場合、国庫料は人数に応じて増加する。
- (48) AN K 174, n° 56, 81, 88; K175, n° 2, 6, 17, 20, 24, 33, 35, 44, 50, 51, 56, 60, 64, 76, 79, 85, 98, 112, 114, 128, 133, 150, 180, 216, 217, 222, 226.
- (49) 帰化状一通につき五〇リール。一七〇八年に倍増された。Boizet, *op. cit.*, p. 116-118. 登記は財産や結婚に関する契約証書、帰化状や貴族叙任状、準正状などの王書、定期市の特許など、地域住民の利害に関わる証書の告示を目的とした。
- (50) Genet-Rouffiac, *Le Grand Exil*, p. 304.
- (51) 帰化税に関する注(4)を参照。一六九九年二月に非納税者には通常の帰化が禁止された。Dubost et Sahlins, *op. cit.*, p. 383.
- (52) *Ibid.*, p. 193.
- (53) Dromantin, *Les oies sauvages*.
- (54) Szechi, art. cit., p. 372-388; C. Nordmann, 《Les Jacobites écossais en France au XVIII^e siècle》, M. S. Plaisant (dir.), *Regards sur l'Écosse au XVIII^e siècle*, Lille, 1977, p. 101.
- (55) P. Sahlins, 《Fictions of a Catholic France: The Naturalization of Foreigners, 1685-1787》, *Representations*, 1994, 47, p. 90.
- (56) Dubost et Sahlins, *op. cit.*, p. 43. へのトロントメント諸国の大使館では例外的に礼拝の自由が認められた。J. Gres-Gayer, 《Le culte de l'ambassade de Grande-Bretagne à Paris au début de la régence (1715-1720)》, *Bulletin de la société de l'histoire du protestantisme français*, t. 130, 1984, p. 29-46.
- (57) Cullen, 《The Irish Diaspora》, p. 124-129, 146-149.

- (58) 免除地域は以下の通り。ホルダー（一四一四年）、ラング
ドック地方（一四十五年）、ダントケルク（一六六二年）、マルサ
イユ（一六六九年）、カレ（一五六七年）、メス（一五五二年）、
サルルイ（一六八二年）、ロンヴァイ（一六八四年）。
- (59) B. Kaplan et al. (ed.), *Catholic communities in Pro-
testant states: Britain and the Netherlands, c. 1570-
1720*, Manchester, 2009.
- (60) Sahlins, *op. cit.*, p. 136.
- (61) Cullen, 《The Irish Diaspora》, p. 131-132.
- (62) Brockliss et Ferte, art. cit., p. 528-529, 549-550; P.
J. Corish, *The Catholic Community in the Seventeenth
and Eighteenth Centuries*, Dublin, 1981, p. 80.
- (63) Ph. Joutard (dir.), *Histoire de la France religieuse*,
t. 3, Paris, 2001, p. 163-165; L. Swords, 《History of the
Irish College, Paris 1578-1800》, *Archivium Hibernicum*,
xxxv, 1980, p. 122, 135.
- (64) AN O' 229, fol. 275.
- (65) Sahlins, *op. cit.*, p. 143.
- (66) Genet-Rouffiac, *Le Grand Exil*, p. 287-288.
- (67) Cullen, 《The Irish Diaspora》, p. 133-134.
- (68) ショシナン＝ノガレによつて、フランスに逃れたジャロ
バイトは祖国への強い愛着を保持していたが、四五年反乱の
失敗によって帰還の望みを決定的に断たれ、以後彼らの社会
統合が達成される。G. Chaussinand-Nogaret, 《Une élite
一八世紀フランスにおける外国人と帰化（見瀬）
- insulaire au service de l'Europe: les Jacobites au
XVIII^e siècle》, *Annales ESC*, 1973, n° 5, p. 1098-1103.
- (69) Cullen, 《The Irish Merchant Communities》, p. 51-
52.
- (70) 一八世紀にナントで帰化したアイルランド商人一一名中
少なくとも四名は、一七二五年の財産調査でナント卸売商二
三〇名中上位二〇位に入る富裕家族に属してゐた。Droma-
ntin, *Les réfugiés jacobites*, p. 417掲載の表より。
- (71) ホルダーのアイルランド商人の経済活動に関して
Ibid., p. 133-142, 408-410, 421-435を参照。
- (72) T. O. McLoughlin, 《A Crisis for the Irish in Bor-
deaux: 1756》, M. O'Dea et K. Whelan (ed.), *Nations
and Nationalisms: France, Britain, Ireland, and the Eigh-
teenth-Century Context*, Oxford, 1995, p. 129-145.
- (73) Dromantin, *Les oies sauvages*, p. 143.
- (74) Sahlins, 《La nationalité avant la lettre》, p. 1087-
1088; ナタリー・ゼーモン・ニーヴァイス（成瀬駒男・宮下志朗
訳）『古文書の中のフィクション——一六世紀フランスの恩赦嘆願
の物語——』平凡社、一九九〇年。
- (75) Sahlins, 《La nationalité avant la lettre》, p. 1088,
note 21.
- (76) *Ibid.*, p. 1087.
- (77) Sahlins, *op. cit.*, p. 79-99に詳しく。
- (78) 王国に生まれ王国に居住する者。 *Ibid.*, p. 31.

一八世紀フランスにおける外国人と帰化（見瀬）

二四（三）

- (7) *Ibid.*, p. 70, 100-102, 106, 110-111.
- (8) Sahlin, 《La nationalité avant la lettre》, p. 1088.
- (1) AN O¹ 234, fol. 32. 括弧内引用者（以下同）。
- (2) AN O¹ 220, fol. 31 ; AN O¹ 222, fol. 5.
- (3) AN O¹ 223, fol. 211.
- (4) AN O¹ 221, fol. 304 et 313.
- (5) AN O¹ 229, fol. 144.
- (6) ホーカーの人物誌的情報は Dromantin, *Les réfugiés jacobites*, p. 344-361 を参照。
- (7) AN O¹ 233, fol. 335.
- (8) AN O¹ 233, fol. 64.
- (8) AN O¹ 229, fol. 295.
- (9) Sahlin, 《Fictions of a Catholic France》.
- (1) AN O¹ 236, fol. 228.
- (9) 当時フランス人は出生地主義とともに血統主義でも定義され、外国生まれのフランス人の子孫は王国居住の意思を示せばフランス人の地位を認められたが、相続権をより確実にするために帰化するものもいた。Sahlin, *op. cit.*, p. 56-64 ; *id.*, 《La nationalité avant la lettre》, p. 1095.
- (9) 注 (12) 参照。
- (9) AN O¹ 221, fol. 171 et 179.
- (9) Sahlin, 《Fictions of a Catholic France》, p. 90-92.
- (9) AN O¹ 220, fol. 42.
- (9) アイルランド商人はこの文句を不正の釈明によく用いた。

J. Meyer, *La noblesse bretonne au XVIII^e siècle*, rééd.,Paris, 1985, t. 2, p. 1033.

(8) AN O¹ 233, fol. 53.

(9) Sahlin, *op. cit.*, p. 187, 225.

付記 本稿は平成二二〜二四年度科学研究費（日本学術振興会特別
研究員奨励費）の研究成果の一部である。

NII-Electronic Library Service